

内閣参質一九六第七九号

平成三十年四月二十七日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長伊達忠一殿

参議院議員古賀之士君提出政府の利用する検索エンジンに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

O

O

参議院議員古賀之土君提出政府の利用する検索エンジンに関する質問に対する答弁書

お尋ねについては、平成二十八年八月三十一日にサイバーセキュリティ戦略本部が決定した「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（平成二十八年度版）」（以下「統一基準」という。）及び同日に内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターが決定した「府省庁対策基準策定のためのガイドライン（平成二十八年度版）」において、政府職員によるインターネット検索サービスの利用における留意事項、当該サービスを含む約款による外部サービス（統一基準の一・三（用語定義）に規定する「約款による外部サービス」）をいう。以下同じ。）の利用に係る各府省庁の規定の整備に際しリスクを踏まえた上で利用できるサービスを判断すること及び約款による外部サービスの利用における通信元の匿名化等の技術的対策について所要の改定を行つたところであり、これら統一基準等の適切な運用を通じ、インターネット検索サービスの利用が引き続き適切に行われるよう対応しているところである。

また、これに先立ち、平成二十七年五月二十一日に開催した「サイバーセキュリティ対策推進会議（第二回）」においても、インターネット検索サービスの利用における留意事項等について、各府省庁に周知を行つてある。

O

O